

# 養護老人ホーム 同和園

## 「指定特定施設入居者生活介護サービス」

## 「指定介護予防特定施設入居者生活介護サービス」

### 契約書

#### ◆◆目次◆◆

第一章 総則	第六章 契約の終了
第1条 (契約の目的)	第15条 (契約の終了事由)
第2条 (特定施設<介護予防特定施設> サービス計画の決定・変更)	第16条 (利用者からの契約解除)
第3条 (介護保険給付対象サービス)	第17条 (事業者からの契約解除)
第4条 (介護保険給付対象外サービス)	第18条 (契約の終了に伴う援助)
第5条 (運営規程の遵守)	第19条 (入院に係る取り扱い)
第二章 料金	第20条 (居室の明け渡しー精算ー)
第6条 (特定施設<介護予防特定施設> サービス利用料金の支払い)	第21条 (身元引受人)
第7条 (利用料金の変更)	第22条 (残置物の引取等)
第三章 事業者の義務等	第23条 (一時外泊)
第8条 (事業者及び特定施設<介護予防 特定施設>サービス従事者の義務)	第七章 その他
第9条 (守秘義務等)	第24条 (苦情の相談)
第四章 利用者の義務	第25条 (第三者評価)
第10条 (利用者の施設利用上の注意義務等)	第26条 (裁判管轄)
第11条 (利用者の禁止行為)	第27条 (協議事項)
第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)	
第12条 (損害賠償責任)	
第13条 (損害賠償がなされない場合)	
第14条 (事業者の責任によらない事由に よる特定施設<介護予防特定施設> サービスの実施不能)	



\_\_\_\_\_（以下「利用者」という）と社会福祉法人同和園（以下「事業者」という）は利用者が特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所 養護老人ホーム同和園（以下「ホーム」という）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護サービス（以下「特定施設<介護予防特定施設>サービス」という）等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、事業者は利用者に対して別紙「重要事項説明書」に基づき説明を行い、利用者はその説明を受けたことを確認し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

## 第一章 総則

### （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用設備等の使用並びに第3条及び第4条に定める特定施設<介護予防特定施設>サービスを提供します。

2 事業者が利用者に対して実施する特定施設<介護予防特定施設>サービス計画の内容は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。

3 利用者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（施設サービス計画の決定・変更）〔介護認定を受けられた方及び施設にて介護サービスを希望される方〕

第2条 事業者は、計画作成担当者に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が特定施設<介護予防特定施設>サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

3 事業者は要介護認定の更新時期や状態像の変化などに伴いプラン変更の必要があるとき、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、特定施設<介護予防特定施設>サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、特定施設<介護予防特定施設>サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、特定施設<介護予防特定施設>サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、特定施設<介護予防特定施設>サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第3条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

（介護保険給付対象外サービス）

第4条 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 利用者が選定する特別な食事の提供
  - 二 利用者に対する理美容サービス
  - 三 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項のほか、事業者は、売店、喫茶、ホームサロンなどのサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
  - 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
  - 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### (運営規程の遵守)

- 第5条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。
  - 3 利用者は、前項の変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第二章 料金

### (特定施設<介護予防特定施設>サービス利用料金の支払い)

- 第6条 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。)
- 2 本条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを事業者との間で取り決めた方法で支払うものとします。
  - 3 第4条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を1ヶ月ごとに現金で支払うものとします。
  - 4 前項の他、契約者は契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
  - 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

### (特定施設<介護予防特定施設>サービス利用料金の変更)

- 第7条 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第4条に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 利用者は、前項の変更が同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務等

(事業者及び特定施設<介護予防特定施設>サービス従事者の義務)

第8条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえで特定施設<介護予防特定施設>サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及び特定施設<介護予防特定施設>サービス従事者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。この場合でも利用者の家族に報告し必要に応じて情報の開示に努めるものとします。
- 5 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、利用者に対する特定施設<介護予防特定施設>サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを開示し、又はその複写物を提供するものとします。

(守秘義務等)

第9条

- 1 事業者又は特定施設<介護予防特定施設>サービス従事者は、特定施設<介護予防特定施設>サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第18条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を必要な範囲で提供することができるものとします。

### 第四章 利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第10条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 利用者は、特定施設<介護予防特定施設>サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及び特定施設<介護予防特定施設>サー

ビス従事者が利用者の居室内に入ることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 利用者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の禁止行為)

第11条 利用者は、ホーム内で次の各号に該当する行為はできません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 三 その他決められた以外の物の持ち込み

## 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第12条 事業者は、本契約に基づく特定施設<介護予防特定施設>サービスの実施にもなっており、自己の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第13条 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、特定施設<介護予防特定施設>サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した特定施設<介護予防特定施設>サービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくは特定施設<介護予防特定施設>サービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由による特定施設<介護予防特定施設>サービスの実施不能)

第14条 事業者は、契約の有効期間中、地震・台風等の天災その他自己の責めに帰すべきからざる事由により特定施設<介護予防特定施設>サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施した特定施設<介護予防特定施設>サービスについては所定の特定施設<介護予防特定施設>サービス利用料金の

支払いを請求できるものとし、その際、1ヶ月に満たない期間の特定施設<介護予防特定施設>サービス利用料金の支払いについては、第6条第5項の規定を準用します。

## 第六章 契約の終了

### (契約の終了事由)

第15条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供する特定施設<介護予防特定施設>サービスを利用することができるものとし、

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 施設設備に対する損害行為、他人に危害を加える恐れがある場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、特定施設<介護予防特定施設>サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第16条から第17条に基づき本契約が解除された場合

### (利用者からの契約解除)

第16条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとし、

- 一 利用者は、第5条第3項、第7条第3項の場合及び利用者が入院した場合。
- 二 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設<介護予防特定施設>サービスを実施しない場合
- 三 事業者もしくは特定施設<介護予防特定施設>サービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 四 事業者もしくは特定施設<介護予防特定施設>サービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 五 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (事業者からの契約解除)

第17条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者の特定施設<介護予防特定施設>サービス利用料金の支払いが正当な理由なく6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は特定施設<介護予防特定施設>

サービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四 利用者が連続して3ヶ月を越えて以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

五 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が利用者に対して実施した特定施設<介護予防特定施設>サービスの利用料金については、全額利用者の負担とします。

(契約の終了に伴う援助)

第18条 本契約が終了し、利用者がホームを退所する場合には、前条の場合を除き、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

一 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介

二 居宅介護支援事業者の紹介

三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

2 前条の規程により契約が解除され、利用者がホームを退所する場合には、利用者の希望により、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第一号から第三号に定める援助を利用者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

(入院に係る取り扱い)

第19条 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再びホームを利用できるものとします。

(居室の明け渡し―精算―)

第20条 利用者は、第15条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施された特定施設<介護予防特定施設>サービスに対する利用料金支払い義務及び第10条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行したうえで、居室を明け渡すものとします。

2 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間の特定施設<介護予防特定施設>サービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

(身元引受人)

第21条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

一 利用者が疾病などにより医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること

二 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な



受け入れ先の確保に努めること

三 利用者が死亡した場合の必要な処置

四 契約終了後、当施設に残された所持品（残置物）の引取

- 4 身元引受人の住所、氏名に変更があったとき及び死亡等により変更するときは、その旨を直ちに事業者に通知しなければならない。

（残置物の引取等）

第22条 事業者は、本契約が終了した後、利用者又は身元引受人に残置物の引き取り等について連絡するものとします。

2 利用者又は身元引受人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、利用者又は身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。

3 事業者は、前項但書の場合を除いて、利用者又は身元引受人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又は身元引受人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は利用者又は身元引受人の負担とします。

4 事業者は、利用者が身元引受人を定めない場合には、事業者の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等事業者の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

（一時外泊）

第23条 利用者は、事業者の同意を得た上で、ホーム外で宿泊することができるものとします。この場合、利用者は宿泊開始日の前日までに事業者に届け出るものとします。

## 第七章 その他

（苦情の相談）

第24条 事業者は、利用者からの苦情に対応する相談窓口を設置し、自ら提供した特定施設<介護予防特定施設>サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

（裁判管轄）

第25条 この契約について、やむを得ず訴訟となる場合には、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者、身元引受人、及び事業者はあらかじめ合意します。

（協議事項）

第26条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者及び身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所  
氏名 印

署名代行者 住所  
氏名 印  
契約者との関係

身元引受人 住所  
氏名 印  
契約者との関係

法定代理人 住所  
氏名 印  
契約者との関係

事業者 住所 京都市伏見区醍醐上ノ山町1-1番地

事業者名 社会福祉法人 同和園

代表者氏名 亀谷 英央 印